平成２５年（フ）第４１号
北九州市門司区白野江２丁目15番２―308号
債務者　田辺　利之
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５７号
北九州市小倉北区竪林町13番24号
債務者　中村チヨ子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９号
佐賀県西松浦郡有田町立部乙2307番地３
債務者　西野　政明
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第５８６５号
大阪府守口市東町１丁目５番１―203号、前住所大分県別府市大字鶴見2766番地の１
債務者　近江　弥生
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９５６号
大阪市城東区野江３丁目27番８―409号
債務者　安岐　佳幸
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４号
大阪市東淀川区上新庄２丁目６番27―206号、住民票上の住所兵庫県明石市藤江1390番地の１　ポンテ・ペルレ205号
債務者　藤田　尚久
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９号
大阪市西区九条１丁目４番19―506号
債務者　西　美咲樹
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１号
大阪市平野区瓜破１丁目５番３号　メゾンド・ダイウッド203号室
債務者　鈴木　健二（旧姓重松）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７３号
大阪市港区弁天３丁目11番12号　ことぶき荘２Ａ号
債務者　北野　邦雄
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２９号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目８番７―509号
債務者　一瀬　智子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１０号
大阪市生野区中川４丁目９番４号
債務者　金子昌吉こと　金　　昌吉
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６号
大阪市生野区桃谷２丁目23番54号
債務者　香西　一夫
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４４号
大阪市西区九条南４丁目10番11―805号
債務者　佐々木聡士
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５３号
大阪市住之江区住之江３丁目６番５号101
債務者　宮﨑　陽子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４号
大阪市東成区東今里２丁目10番３号　今里内外マンション26号
債務者　中川　澄夫
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１５号
大阪府門真市常盤町５番20号　川島第10ビル302号室、住民票上の住所大阪府門真市大橋町１番26号
債務者　岩﨑　直人
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１９号
大阪市東淀川区下新庄１丁目10番９号　鳩ケ瀬パーク203号
債務者　山野　源次
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部